破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５６号
新潟県新発田市二ツ堂528番地
債務者　加藤　悟史
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第６１号
新潟県上越市大字小猿屋96番地
債務者　篠宮　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１２８号
山口県宇部市大字船木1260番地、従前の住所山口県宇部市大字西万倉1550番地１、従前々の住所山口県美祢市伊佐町堀越2399番地
債務者　山本　賢治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３４６号
香川県高松市木太町1334番地５
債務者　馬場　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３５２号
香川県高松市香川町大野1005番地
債務者　岡内　繁幸
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
香川県観音寺市植田町1866番地21
債務者　進藤　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第４４号
香川県観音寺市豊浜町和田乙1872番地３
債務者　齋藤　和博
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２０７号
山形市松波４丁目14番11号　メゾンウェーブ203号、前住所山形県南陽市池黒1328番地
債務者　加藤　和司
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７０号
茨城県土浦市中1121番地３　中澤方
債務者　櫻井奈保子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７１号
茨城県土浦市中1121番地３　中澤方
債務者　櫻井かなえ
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８号
滋賀県蒲生郡日野町村井１丁目12番地
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４９号
滋賀県蒲生郡日野町村井１丁目12番地
債務者　清水　明正
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４３７号
高知市南はりまや町２丁目３番10―601号　ア・ラ・モードはりまや
債務者　西原　秀彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７６号
高知市春野町甲殿1420番地９
債務者　小島利惠子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８２号
高知市二葉町13番28号　コーポコスモス201号
債務者　中村　利絵
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８５号
高知県香南市野市町西野259番地16
債務者　坂本　　初
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０４号
高知市大津甲864番地１　第13つくもコーポ404
債務者　中屋久美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　高知地方裁判所破産係